

井原市移住者住宅新築等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住及び定住を促進し、地域の活性化に資するため、市内において住宅の新築等をする移住者に対し、予算の範囲内で井原市移住者住宅新築等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 市内に住宅を有し、住所地として住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 住宅 玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、自己の居住の用に供する一戸建て住宅（併用住宅を含む。）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものは除く。
- (3) 新築等 住宅の建築、既存住宅への増築及び居住の用に供されたことのない住宅の購入（以下「建売購入」という。）をいう。
- (4) 若者世帯 第7条に規定する交付申請書を提出した日において、住宅の新築等をする者及びその配偶者の双方が40歳未満の世帯をいう。
- (5) 子育て世帯 第7条に規定する交付申請書を提出した日において、住宅の新築等をした者と同一世帯に属する小学校修了前の子（以下「子ども」という。）を扶養している世帯をいう。
- (6) 移住者 市外から定住の意志を持って本市に転入し、又は転入しようとする者であって、転入日以前3年以内の期間において市内に居住していないものをいう。
- (7) 農業実務研修 就農促進トータルサポート事業実施要領（平成21年岡山県農林水産部長通知第19号）に定める農業実務研修事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 移住者であって認定申請時において転入日から起算して1年を経過しない者であること。ただし、移住者であって転入日から起算して1年以内に農業実務研修を開始した者及び研修期間中に転入した者は、認定申請時において農業実務研修の終了の日から起算して1年を経過しない者であること。
- (2) 補助金の交付を受けた日から引き続き本市に5年以上定住することを誓約する者
- (3) 新築等をする住宅（以下「新築住宅等」という。）の所有者であって、固定資産税の納税義務となる者
- (4) 令和4年4月1日から令和7年3月31日までに住宅の新築等に係る契約をし、令和8年3月31日までに市内に住宅を新築し、かつ、入居した者
- (5) 市町村税の滞納がない者

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業、補助対象経費及び補助金額は別表第1に定めるところによる。なお、井原市四季が丘団地助成金交付要綱（平成17年井原市告示第26号）に規定する住宅等取得資金利子助成金と併せて受けることはできない。

2 補助金の交付回数は、同一世帯に対して1回限りとする。

（認定申請）

第5条 補助を受けようとする者（以下本条及び次条において「認定申請者」という。）は、工事請負契約日（建売購入の場合には、売買契約日）又は建築確認済証の交付日から起算して3月以内に補助対象事業に係る井原市移住者住宅新築等補助金事業認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 転入日又は転入予定日以前3年間、市外に住所を有することがわかる、認定申請者の住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (2) 工事請負契約書及び工事費の積算内訳の分かる書類の写し（建売購入の場合には、売買契約書の写し）
- (3) 住宅の位置図、平面図及び立面図
- (4) 住宅の建築又は増築しようとする場所の写真（建売購入の場合には、住宅の全景、玄関、台所、便所、浴室及び居室の写真）
- (5) 建築確認済証の写し（建築確認申請が必要な場合）
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

（事業の認定）

第6条 市長は、前条の規定による認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定することが適当と認めるときは、井原市移住者住宅新築等補助金事業認定通知書（様式第2号）により認定申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、住宅入居の日から起算して3月以内又は第5条に規定する認定申請書を提出した日の翌年度の3月31日のいずれか早い日までに、井原市移住者住宅新築等補助金交付申請書（様式第3号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前条の規定により通知を受けた井原市移住者住宅新築等補助金事業認定通知書の写し
- (2) 誓約書（様式第4号）及び印鑑登録証明書
- (3) 世帯全員の住民票（続柄が記載されているもの）
- (4) 領収書の写し
- (5) 住宅の完成写真（住宅全景、玄関、台所、便所、浴室及び居室。住宅を建築又は増築した場合に限る。）
- (6) 登記が完了したことが確認できる書類（建売購入の場合には、全部事項証明書）
- (7) 建築完了検査済証の写し（建築確認申請が必要な場合）
- (8) 1月1日現在の住民登録地市町村での市税等完納証明書
- (9) 戸籍謄本（別表第1補助金額の欄に規定する若者世帯に該当する場合の加算を受けるとき。）
- (10) 第5条の規定による認定申請において提出した書類のうち内容に変更のあった書類

(11) その他市長が特に必要と認める書類

2 交付申請者は、第9条の規定により補助金の交付を取り消された場合における補助金の返還を保証する連帯保証人を備えなければならない。

3 前項の連帯保証人が保証する保証債務の額は、補助金の交付額を限度とする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、交付決定又は却下し、井原市移住者住宅新築等補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

(交付の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、補助金の交付決定を取り消し、又は当該各号に定めるところにより、交付した補助金の返還を命ずることができるものとする。

(1) 補助決定者が提出した書類に偽りその他不正があったとき 補助金の全額

(2) 当該補助事業により新築等をした住宅を補助金の交付を受けた日から5年未満で貸与し、売却し、又は取り壊したとき 経過年数により別表第2に定める金額

(3) 補助金の交付を受けた日から5年未満で転居し、又は転出したとき 経過年数により別表第2に定める金額

(補助金の請求)

第10条 補助決定者は、第8条の通知を受けたときは、速やかに井原市移住者住宅新築等補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに指定された預金口座に振り込むことにより交付するものとする。

(報告及び実地調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業に関し、交付申請者、契約業者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
住宅の新築等	<p>補助対象者が居住することを目的として、新たに住宅（併用住宅については、住宅の用に供する部分）を建築し、又は購入するための経費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>(1) 塀、植栽工事等の外構に係る経費</p> <p>(2) 本市の他の制度による補助を受ける場合には、他の制度において補助対象となる経費</p>	<p>補助対象経費の10分の1に相当する金額以内で、1,000,000円を上限とする。ただし、若者世帯に該当する場合には、100,000円を、子育て世帯に該当する場合には、子ども1人につき100,000円を加算することができる。</p> <p>なお、補助金額について1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。</p>

別表第2（第9条関係）

補助金交付後の年数	補助金返還の割合
1年以内	交付決定額の100分の100
1年超3年以内	〃 100分の80
3年超5年未満	〃 100分の60